

債権譲渡 1 : 序論・債権の譲渡性その他

2012/06/11

松岡 久和

【序論】(E97-99頁、中田503-505頁)

1 債権譲渡の意義と機能

- ・ 債権譲渡＝債権の同一性を変えずに契約によって債権者を交代すること。
意思によらない代位、転付命令、相続、合併による債権移転を含まない。
- ・ 債権譲渡を行う理由
 - ①資金の早期流動化 : 代金取得のための債権売却
 - ②債権の担保化 : 信用獲得のための債権譲渡担保
 - ③債権回収 : 債権の代物弁済としての債権譲渡
 - ④債権取立 : 取立て目的での債権譲渡

2 債権譲渡の歴史・考慮要因

(1) 債権譲渡の歴史

- ・ ローマ法の「法鎖」概念→債権譲渡禁止。抜け道としての訴訟代理や当事者の交代による更改。更改では新旧債権の同一性がなくとりわけ第三者提供の担保の扱いが問題。
- ・ 近代法における債権の財産権としての独自の地位の確立→債権の譲渡性の承認
- ・ 現代における資産流動化の進展→ファクタリング・ビジネスの展開

(2) 債権譲渡で考慮すべき事項

- ・ 債権譲渡の現実性・安定性－取引の安全への配慮
 - ①従前の債権者に対する債務者の抗弁の切断、②権利帰属決定と流通経路における諸問題からの保護、③債務者の無資力危険に対する配慮
- ・ 自らが関与しない債務者の保護
 - ①従前の債権者に対する抗弁の譲受人への対抗、④二重払いの危険の回避

(3) 有価証券法理による問題解決

- ・ 有価証券＝財産的価値を有する私権を表章する証券で、権利の発生・移転・行使の、全部または一部が証券によってなされることを要するもの。
例 手形・小切手 ※電子記録債権に置き換わりつつある：ペーパーレス化
- ・ ①②に対して：要式証券性、文言証券性、人的抗弁の切断／人的抗弁の接続
- ・ ②に対して：有価証券性、無因性理論、強化された善意取得（善意・無重過失；192条より調査義務を軽減）
- ・ ③に対して：裏書人の合同責任、償還義務
- ・ ④に対して：呈示証券性、受戻証券性、善意の支払による免責

3 債権譲渡の法的性質

- ・ 債権譲渡＝その原因となる契約（売買・代物弁済・取立委任・譲渡担保等の契約：原因行為ともいう）とは切り離された債権の帰属変更＝準物権行為←→物権行為の独自性否定→債権譲渡の原因となる契約を特定して主張・立証することを要するのが建前
※大量の債権の譲渡を行っている業界を中心に、訴訟でも「債権譲渡の合意がされた」として原因を述べず、相手方も争わないことが少なくないようである。
- ・ 原因行為同様、債権譲渡自体も諾成・不要式の譲渡人・譲受人間の合意。債務者の関与不要。
※債権総則で規定されることが多い（例外） フランス：売買の個所、オランダ：物権法）
※ドイツは債権譲渡の無因性を認めるが、諾成・不要式なので意義は小さい。

【指名債権の譲渡性】(E100-104頁、中田506-514頁)

前置き：指名債権＝債権者が特定している債権で、成立・行使に証書

←証券的債権

1 譲渡性の原則的肯定と例外

Case 17-1 A社は、資金繰りに窮して、取引先X社に対する現在及び将来の債務を担保するため、自己のYら寝装具の転売先数社に対する債権を譲渡する旨の債権譲渡予約を締結した。その後、AがXに対し、廃業する旨を伝えてきたので、Xは、Aに本件予約の完結の意思表示をし、Aから予め預かっていた債権譲渡通知書をYらに送った。Yらは債権譲渡の有効性を争い、Xへの支払いを拒絶した。XはYらに支払い求めることができるか(最判平12・4・21民集54巻4号1562頁参照)。

- ・ 民法典論争(旧民法の施行の是非を論じた)の重要論点の1つ⇒妥協的立法。
- ・ **原則** 債権の自由譲渡性(466条1項本文)
 - ・ 将来債権も譲渡可能 **判例** PⅡ97(8年6か月余の診療報酬債権)
 - ・ 特定可能なら債権の発生可能性は問題にならない⇒譲渡当事者間の契約上の清算
 - ・ 制約：譲渡人の経済的自由・他の債権者の利益を不合理に制約すれば90条違反
 - ※ドイツでは、延長された所有権留保(所有権留保をした商品の将来の転売代金債権に所有権留保の効力が及ぶ。日本法の転売代金に対する動産先取特権の物上代位に相当)を害する銀行の包括的債権譲渡担保を無効とする。
 - ・ 債権の一部譲渡も可能(極端な細分化の場合は問題だが)
- ・ **例外** ①性質上譲渡できないもの(466条1項ただし書：法律による譲渡禁止も含む)
 - 1) 当事者の人的信頼関係の要素が強い契約上の債権
 - 例** 使用借権、賃借権、雇主の債権、委任契約上の債権
 - 2) 債権者が変わることによって給付内容が変わる債権
 - 例** 特定人を教える債務、特定人の肖像を描く債務
 - 3) 特定の債権者の生活維持のため一定額の収入の確保を目的とする債権
 - 例** ×：退職金債権、共済組合の給付金受領債権、扶養請求権(881条)、災害補償請求権(労基83条2項等)。
△：恩給受給権(恩給11条1項本文)、年金受給請求権(厚生年金41条、国民年金24条)
※貸金債権一般には譲渡禁止規定はないが、労基法24条1項本文の制約上、受領権は労働者(譲渡人)に残される。→譲受人の代理弁済受領
 - 4) その他
 - 例** 交互計算に組み入れられた債権(商529条)
※株金払込債権は資本充実の原則を危うくしない限り譲渡性有
 - 5) 独立性がなくそれだけを切り離して譲渡することはできない債権
 - 例** 保証債権、基本権たる利息債権、物権的請求権
- ②譲渡禁止特約(466条2項) → 2

2 譲渡禁止特約

Case 17-2 AはBに対する債権譲渡禁止特約のある債権をXに譲渡し、確定日付による通知を行った。その後、Aに対して貸金債権を有するYが預金債権を差し押さえ、差押命令がBに送達された。

- ①この状態でXとYのいずれが優先するか。
- ②BがXに対して債権譲渡を認める旨を告げた場合はどうか。

- ・当事者の意思表示により譲渡を禁止できるが、善意の譲受人には対抗できない(466条2項)。
←立法時の法感情(←民法典論争)や債務者の便宜(決済関係の明確性維持・相殺権確保)立法論的には問題。
参考 アメリカ法：債権の流通性を重視。譲渡禁止特約は無効。債務者の態度によって競合譲受人間の優劣が決まるのは不合理(ケッツ)。
- ・譲渡禁止を解く債務者の承諾の効力に注意(上記ケッツの指摘と対応)
判例 PⅡ95：債務者による譲渡の事後承諾の効力が譲渡時に遡り、対抗要件を備えたことになる。譲受人は、承諾以降に同債権を差し押さえた債権者にも対抗できる。
PⅡ96：債務者による譲渡の事後承諾の効力は譲渡時に遡り、譲受人は、債権譲渡禁止につき悪意であっても権利を取得するが、116条の法意に照らし、それ以前に利害関係を持った第三者の権利を害しえない。
- ・善意重過失者≡悪意者(PⅡ94)、善意軽過失者≠悪意者。とりわけ銀行預金債権については約款の周知性だけから譲渡性を奪って良いか問題で、利益衡量上、悪意者にも対抗できない場合があるとの主張(米倉)が注目される。
- ・特約違反の譲渡の効力ー物権的無効(物権的効果説：判例・通説。ドイツ判例も同様)
←**債権的効果説**(仏法)：債務者に対する譲渡人の責任+譲受人に対する債務者の支払拒絶の抗弁。
- ・譲渡債権者自身は原則として無効を主張できない(最判平21・3・27民集63巻3号449頁)。
- ・善意の転得者には対抗できない(大判昭13・5・14民集17巻932頁)。物権的効果説と整合的か疑問；悪意の譲受人は権利を取得できず、即時取得がないため転得者も無権利。
- ・債権譲渡禁止特約は差押え・転付命令の効力を妨げない(PⅡ95③)。
←差押禁止財産の任意創出は不当。

3 債権譲渡人の担保責任

(1) 権利の存在や瑕疵についての担保責任

- ・原因たる債権契約上の問題≠債権譲渡そのものの問題
贈与の場合551条、有償譲渡契約の場合560～567条、強制執行の場合568条

(2) 債務者の資力についての担保責任

- ・特約がなければ資力についての担保責任はなし；一般の担保責任と異質。
- ・資力担保の特約がある場合、①弁済期にある債権では譲渡時、②弁済期未到来の債権の場合弁済期日での資力を担保したものと推定(569条)。
※諸外国では売却代金限度の責任とするものが多い。

【取立てのための債権譲渡】(E99頁⑨)

- ・前置き：訴訟信託は弁護士代理の原則(民訴54条1項)との関係で禁止(信託10条)。

1 判例による2種類の区別

- ・①取立権能のみの授与
譲受人は取立権能のみを有し、自己の名で請求・訴求ができるが処分権はない。
譲渡人は処分権限を失わず、債権譲渡後に取立て・和解・免除・相殺も可能。
- ・②債権の信託的譲渡
譲受人は譲渡人との関係では取立目的に拘束されるが(違反すれば債務不履行)、債務者との関係では処分権限を有する。
- ・当事者の意思が不明の場合には原則として①と推定。

2 通説の反対

- ・債務者は内部事情を知り難いので原則として②と推定。
- ・債務者が①であると知っていれば①として扱う。
※一方的意思表示による免除の場合もそれでよい？

【指名債権譲渡の債務者対抗要件】（E104-106頁、中田514-521頁）

Case 17-3 AがYに対する債権αをXに譲渡した。

①Aが譲渡前にYから債権譲渡をすることについて（誰に譲渡するか決めずに）包括的に同意を得ていた場合において、Aの通知がされていないとき、XはYからαの弁済を求めることができるか。

②Aが譲渡の予約をした旨をYに通知した。その後、Xが予約を完結して、Yに支払いを求めたとき、Yは支払いを拒めるか。

1 2種類の対抗要件

①債務者に対する対抗要件（467条1項）：通知または承諾←二重弁済の回避

②第三者に対する対抗要件（467条2項）：確定日付のある通知または承諾

←債務者をインフォメーション・センターとする制度設計

※ケッツは批判的：債務者に照会に対する回答義務なし。

・①②の関係：1項が原則、2項は例外（旧通説）←→2項が原則、1項は例外的緩和。

2 対抗要件の内容

(1) 通知

・〔意義〕 無方式の**観念の通知**だが、意思表示に関する規定を類推適用。

例 到達主義（97条）、代理人による通知、直接強制（民執173条）

・〔通知者〕 譲渡人（遺贈の場合は遺贈義務者）。

→譲受人からの通知は無効（譲渡人から委任を受けた譲受人の代理や代行は可）。

債権者代位による譲受人の代位通知も不可。

・〔多数当事者関係〕 連帯債務者全員に対する債権の譲渡 債務者全員に通知
保証債権の譲渡 主たる債務者への通知で足り、保証人への通知では不可
債務者が破産した場合 財産管理権を有する破産管財人に通知を要する。

・〔通知内容〕 譲渡債権と譲受人が特定されていることを要する。

・〔通知時期〕 （将来債権を含む）譲渡後。

※譲渡前の通知は譲渡債権・譲受人が特定していれば有効？（最判昭28・5・29民集7巻5号608頁）

(2) 承諾

・〔意義〕 債権譲渡の事実を認識したとの無方式の観念の通知≠同意・承認

・〔相手方〕 譲渡人・譲受人のいずれに対しても可←債務者保護の制度

・〔承諾時期〕 譲受人を特定しない事前の包括承諾は無効

3 債務者に対する対抗要件具備の効力

・譲受人の債権行使が可能：債務者に対する対抗要件＝権利行使の**資格要件**

(a) 通知も承諾もない場合（467条1項） 譲渡の事実を債務者に対抗できない。

→①債務者は（譲渡の事実を知っていても）弁済拒絶可能。

請求されても履行遅滞にならないし、時効中断効もない。

②旧債権者（譲渡人）への弁済や、譲渡人に対する反対債権での相殺が主張可能。

(b) 通知または異議を留めた承諾があった場合（468条2項）

(c) 異議をとどめない承諾があった場合（468条1項本文）

・譲渡人に対する抗弁は譲受人には対抗できない（**抗弁の切断**）。⇒次回

【参考文献】

ハイン・ケッツ（潮見佳男＝中田邦博＝松岡久和訳）『ヨーロッパ契約法Ⅰ』第14章「債権譲渡」〔松岡久和訳〕495頁以下（法律文化社、1999年）